

【開発行為に関する工事関係】

- 8 開発行為に関する工事着手届出について
- 9 現場監理者変更届出について
- 10 開発行為に関する工事標識の掲示について
- 11 工事写真について
- 12 開発行為に関する工事の完了の届出について
- 13 公共施設に関する工事の完了の届出について
- 14 開発行為に関する工事の廃止の届出について

8 開発行為に関する工事着手届出について（細則第 11 条第 1 項）

開発許可又は開発行為の協議が成立した方が、開発工事に着手される場合に必要な図書は次のとおりです。

提出図書は、**正本 1 部**を作成し、申請地を所管する土木事務所の建築住宅課に提出してください。

◇ 工事着手届出の必要図書

添付 順序	図書の名称	作成に当たっての注意事項	様式
1	開発行為に関する工事着手届出書	・届出者が法人である場合は、法人の名称及び代表者の氏名を記入	有
2	工事工程計画表	・許可を受けた開発行為が盛土規制法の許可を受けたものとみなされるもののうち、同法による中間検査及び定期報告の対象となるものについては、これらの手続きの実施予定時期を記入	

9 現場監理者変更届出について（細則第11条第2項）

工事着手届出書を提出した方又は工事施行者が現場監理者に関する事項を変更される場合に
必要な図書は次のとおりです。

提出図書は、**正本1部**を作成し、申請地を所管する土木事務所の建築住宅課に提出してください。

◇ 現場監理者変更届出の必要図書

図書の名称	作成に当たっての注意事項	様式
現場監理者変更届出書	・届出者が法人である場合は、法人の名称及び代表者の氏名を記入	有

10 開発行為に関する工事標識の掲示について（細則第12条）

開発行為に関する工事の許可を受けた方又は協議が成立した方は、細則第12条の規定により、許可又は協議に係る工事の着手日から法第36条第3項の規定による完了公告日まで、工事現場の見やすい場所に次の標識を掲示してください。

変更許可等により表示の内容が変更された場合は、変更後の内容を表示してください。

許可を受けた開発行為に関する工事が盛土規制法の許可を受けたものとみなされたものについては、工事現場に掲げる標識は、都市計画法に係る開発許可と盛土規制法に係る許可の計2枚の標識を掲げてください。

なお、細則第12条及び盛土規制法施行規則第87条に示す標識の様式及び記載事項が網羅されていれば、別々の標識とせず、一体となった標識として掲示することは差し支えありません。

←90センチメートル以上→	
開発行為に関する工事	
許可・協議成立年月日 年 月 日	
許可・協議成立番号 第 号	
工 事 の 名 称	
施行地域の所在地	
施行地域の面積	平方メートル
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
事業主住所氏名	
設計者住所氏名	
工事施行者住所氏名	
現場監理者住所氏名	
←80センチメートル以上→	
←100センチメートル以上→	

- 備考 1 材質は風雨に十分耐えるものを使用し、大きさは横90センチメートル以上、縦80センチメートル以上、脚の長さは100センチメートル以上としてください。
- 2 開発行為の変更の許可を受けたとき又は軽微な変更の届出を受理されたときは、速やかに変更された内容を掲示してください。
- 3 不要な文字は、抹消してください。

11 工事写真について

開発行為に関する工事の完了の届出書に添付していただく工事写真は、次のことに注意して撮影、整理してください。

写真撮影の箇所等	撮影に当たっての注意事項
● 完成写真	
全景	・ 工事着手前及び工事完了後について、同一アングルにて対比できるよう撮影 ・ 2箇所以上から撮影
主要箇所及び公共施設	・ 工事施行前及び工事完了後について、同一アングルにて対比できるよう撮影
● 工事施行中の写真	
土工事	・ 透水用暗渠その他埋設構造物 ・ 段切の状況 ・ 盛土の締固め状況及び土砂の搬入状況
擁壁工事	・ 床堀の状況 ・ ブロック積（石積）及び裏込透水層 ・ 鉄筋コンクリート造擁壁のコンクリート打設及び配筋の状況 ・ 水抜穴の設置状況 ・ その他、透水層及び埋戻しの状況
排水施設工事	・ 床堀、管渠等の布設状況
道路工事	・ 路床、路盤の転圧状況 ・ 舗装及び側溝の状況
その他	・ 杭打等の状況 ・ 各種試験等（地耐力、路盤の支持力等）の状況 ・ その他特殊な工法等の施行状況
● 工事施行中の写真に係る撮影方法	
全般	・ 工事完了後に外部より検査困難な箇所の形状、寸法並びに工事施行状況等が分かるように整理 ・ 施行状況を示すものと、各種構造物等の寸法を示すものに区別
各種構造物等の寸法を示す場合	・ 必ずスタッフ、ポール等をあて寸法が明確に読み取れるようにするとともに、撮影の箇所、年月日、構造物の内容等を記入した黒板を掲示して撮影
施行状況を示す場合	・ 撮影箇所を固定し、定期的に撮影

12 開発行為に関する工事の完了の届出について（法第 36 条第 1 項）

開発許可又は開発行為の協議が成立した方が工事の完了の届出をされる場合に必要な図書は次のとおりです。

提出図書は、**正本 1 部**を作成し、申請地を所管する土木事務所の建築住宅課に提出してください。

また、併せて『実務』第 8 章第 1 節を参照ください。

◇ 工事完了届出の必要図書

添付 順序	図書の名称	作成に当たっての注意事項	様式
1	工事完了届出書	・届出者が法人である場合は、法人の名称及び代表者の氏名を記入	有
2	開発・宅造工事 完了検査チェック 表（工事施行者用）	・工事施行者が法人である場合は、法人の名称及び代表者の氏名を記入	有
3	出来形図	・設計との比較がなされたもの	
4	工事写真	・「11 工事写真について」による	
5	試験結果報告	・擁壁等の支持地盤の強度が確保されていることを照査した平板載荷試験等の結果報告	
6	品質証明書	・コンクリート等の品質証明書	

13 公共施設に関する工事の完了の届出について（法第 36 条第 1 項）

開発許可又は開発行為の協議が成立した方が、開発行為の完了に先立って公共施設の工事の完了の届出をされる場合に必要な図書は次のとおりです。

提出図書は、**正本 1 部**を作成し、申請地を所管する土木事務所の建築住宅課に提出してください。

なお、開発行為に関する工事の完了の届出のみをされる場合は、この届出は不要です。

◇ 公共施設の工事完了届出の必要図書

添付 順序	図書の名称	作成に当たっての注意事項	様式
1	公共施設工事完了届出書	・届出者が法人である場合は、法人の名称及び代表者の氏名を記入	有
2	開発・宅造工事完了検査チェック表（工事施行者用）	・工事施行者が法人である場合は、法人の名称及び代表者の氏名を記入	有
3	工事を完了した公共施設を示す図面	・土地利用計画図に工事が完了した公共施設を表示	
4	出来形図	・設計との比較がなされたもの	
5	工事写真	・「11 工事写真について」による	
6	試験結果報告	・擁壁等の支持地盤の強度が確保されていることを照査した平板載荷試験等の結果報告	
7	品質証明書	・コンクリート等の品質証明書	

14 開発行為に関する工事の廃止の届出について（法第 38 条）

開発許可又は開発行為の協議が成立した工事を廃止する場合に必要な図書は次のとおりです。

提出図書は、**正本 1 部及び写し 1 部**を作成し、所管土木事務所の建築住宅課に提出してください。

また、併せて『実務』第 8 章第 2 節を参照ください。

なお、工事を廃止しようとするときは、事前に所管土木事務所の建築住宅課に相談してください。

◇ 開発行為に関する工事の廃止の届出の必要図書

添付 順序	図書の名称	作成に当たっての注意事項	様式
1	開発行為に関する工事の廃止の届出書	・届出者が法人である場合は、法人の名称及び代表者の氏名を記入	有
2	その他知事が必要と認める図書	・開発行為に関する工事に着手済みである場合は、許可又は協議の条件の措置（工事によってそこなわれた既存の公共施設等の機能を回復するための措置や付近に災害を及ぼさないための適切な措置等）が講じられていることが確認できる資料（写真等）を添付	